

令和4年度 第2回那須塩原市男女共同参画審議会 会議録

日 時 令和4年10月12日(水) 午前1時30分～午後2時48分
場 所 那須塩原市役所本庁舎2階 202会議室
出席委員 土崎委員、笹川委員、松本委員、山本委員、室井委員、谷口委員、杉本委員
林委員、渡部委員、橋本委員、星野委員、
鈴木委員 以上11名
欠席委員 桑野委員、竹内委員、小林委員、中野委員、森田委員、田村委員、鈴木委員
以上7名
那須塩原市 小泉企画部長
事務局 渡辺市民協働推進課長、井上課長補佐兼ダイバーシティ推進係長、
笹沼、菅原
傍聴者 なし

【議事】

1 開会(渡辺課長)

只今から、令和4年度第2回那須塩原市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

私は、企画部市民協働推進課の渡辺と申します。本日の会議の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。開会にあたりまして、土崎会長よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(土崎会長)

みなさま、こんにちは。お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。今年度第2回目の審議会となっております。この間、各方面で男女共同参画の推進について進めてくださったり、県内市内においても色々な動きがあるのかなと思っております。県内を見渡すと10月前半は国体ということで、様々な競技が行われたと聞いておりますし、月の後半には、障がい者スポーツ大会が行われるということで、栃木県内、那須塩原市内、盛り上がっていくのかなと思っております。男女共同参画の分野においては、世界的な動きで言うと、G7の男女共同参画担当とか女性活躍担当の集まりが日光市で行われることが決まったようで、県内でも男女共同参画の動きを世界に発信するという機会もあるので、地元那須塩原市でも進めていければと思っております。本日は、計画についての意見を頂戴する会議です。来年度以降の新しい計画について、様々な立場からご意見をいただければと思っておりますので、活発な議論をよろしくお願いいたします。

3 議題（進行：土崎会長）

(1) 那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について（事務局説明）

第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について、説明をさせていただきます。

まず、素案の中身を説明する前に、資料1により、現行の第3次行動計画と第4次行動計画における構成の変更点についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。この資料は現行計画を基準に次期計画の変更点を赤字で示したものです。

第1章「計画の趣旨」、第2章「那須塩原市の現状と課題」、第3章「計画の基本的な考え方」については、同じ構成になっています。

第4章「施策の内容」では、現行計画の3つの基本目標について、市男女共同参画推進条例の基本理念及び県のとちぎ男女共同参画プラン5期計画を踏まえた上で再編しました。

主な変更点につきましては、基本目標Ⅱを「あらゆる分野における男女共同参画の推進」とし、男女がともにあらゆる分野の活動に参加する機会の確保を目指すとともに、施策の方向3を「女性の活躍推進法」に基づく市町村計画として策定するものです。

基本目標Ⅲは、「男女の人権尊重と暴力の根絶」として、性に関するあらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援を目指し、施策3に「困難を抱える女性等への支援」を設けました。

こちらは、県の計画に合わせ第3次計画の基本目標ⅡとⅢを入れ替え分かりやすくしました。

第5章「計画の推進」につきましては、現行計画の第5章と同様としています。

次に資料2の2枚をご覧ください。この資料では、先ほどご説明した第3次と第4次計画の体系図になります。第4次では、構成・体系の変更点を赤字で示したものです。

第4次行動計画では、3つの基本目標に基づき、10の施策の方向を整理し、施策につきましては、第3次と同じ22項目に設定いたしました。

続きまして「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」をご覧ください。こちらは、「資料3」となります。記載が漏れてしまい申し訳ございませんでした。

では、行動計画の素案の内容をご説明いたします。目次をご覧ください。

本計画は第1章から第5章までの5章建てで構成されております。今回はお付けしていませんが、用語解説と付属資料が最後に付く形となります。

次に、1ページから2ページは、計画の趣旨について記載しています。

まず、本計画の趣旨ですが、現行の第3次行動計画の期間が本年度をもって終了となることから、社会情勢の変化等により生じた新たな課題に対応し、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、この「第4次行動計画」を策定するものです。

新たな課題として、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）、暴力（DV）や各種ハラスメント、ワーク・ライフ・バランス、を掲げています。

2ページの「計画の位置づけ」としましては、国の「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村計画として、「那須塩原市男女共同参画推進条例」に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を実行するための計画となります。

さらに、(4)「女性活躍推進法」に基づく市町村計画を盛り込んだ計画でもあり、「市総合計画」の部門別計画としての位置づけも有しています。

次に、3の「計画の期間等」につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間としています。毎年、関係課の協力を得て、実施状況の年次報告を行います。

次に、3ページからの「第2章 那須塩原市の現状と課題」ですが、こちらでは、1として、本市の状況を国勢調査等の結果に基づき記載してあります。

次に、6ページから22ページまでの「第3次行動計画の進捗状況」では、現計画の3つの基本目標及び9つの施策の方向ごとに実施状況を記載し、参考指標として、男女共同参画社会に関する意識調査などの結果を踏まえて、課題をまとめました。

また、19ページから22ページでは、現行の第3次行動計画の目標値に対する、令和3年度の達成状況を記載しています。

36の指標のうち現状値欄の下線が引かれた8つの指標について、目標を達成することができていますが、達成していない指標の割合が多いため、より一層の取組の推進が必要です。

続きまして、23ページから26ページですが、こちらでは、計画の基本的な考え方を示してあります。

本計画においては、男女共同参画推進条例の基本理念をこの計画の基本理念としています。

また、24ページの基本目標につきましては、先に説明しました3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

次に、26ページは、「計画の体系」について示してあります。

こちらは、資料2で説明しましたとおりとなっています。

なお、この施策を基に第4章から記載している事業の取組が行われることとなります。

次に、27ページからは、「第4章 施策の内容」となります。

27ページから37ページまでの取組につきましては、第2章で整理した行動計画の現状と課題に対応するための施策の方針と、具体的に取組む主な事業について選定しました。

これらの主な事業、取組につきましては、第3次行動計画に記載されたすべての取組内容等について、それぞれの事業担当の部署で、進行状況の点検を含め、課題分析を行い、継続するもの、内容を変更、統合するもの、中止するもの、等の分類を行った上で、事業、取組として本計画に取り込みました。また、全庁的に新規事業の洗い出しを行いました。

その結果として、第3次の内容から変更され、主に終了している事業には、その理由を付した上で黄色で着色しています。終了の事業については、今回説明上わかりやすくするために掲載していますが、この後削除します。

ページが飛びまして、38ページをご覧ください。「第5章 計画の推進の1、推進体制の充実」につきましては、現行計画と同様、推進本部を中心に計画の推進に努めていきます。

また、「2の計画の進行管理の強化」につきましては、年度ごとに各事業や取組の実施状況・実績をまとめ、推進本部に報告し、公表することとしています。

最後に、39ページから43ページをご覧ください。

「計画がめざす目標値」についてですが、本計画の推進状況を毎年点検・評価するため、基本目標及び施策の方向ごとに目標値を設定しました。

目標値の設定に関する基本的な考え方として、現行計画の36の目標値から経年変化を確認することと、毎年の進捗状況を客観的に確認するために設定しました。

▶質疑応答

渡部委員：3点あります。まず資料2計画の体系のところ施策の方向3。困難を抱える女性等への支援ということで、貧困家庭・ひとり親家庭とあるんですが、26ページになると困難を抱える「男女」への支援となる。困難を抱えるのは女性なんだということで、そこについて考えを伺いたい。

それから、5年間の計画について、人口動態とか、現在の状況が書いてあるが、5年後の状況はどのように考えているのか。人口は増えていくのか、それとも高齢者が増えていますが、状況をみて課題を検討しているのか。その辺をあれば、考えを聞かせていただきたい。

最後、目標値について、途中経過をふまえて、どうしても下げざるを得ないとか上げざるを得ないとか、そういう形をとるのかということを考えている。例えば、本当に達成できなければ、この値を最後までもっていくのか。その辺の考え方を、施策によって違うと思いますが、教えていただければと思います。

井上補佐：1つ目は、困難を抱える「男女」が最終的な文言になります。

委員からあった5年後の状況。目標の変更も含めての回答にしますが、人口減少または高齢者率等の状況に関して、目標値が策定されないという状況になれば、計画の途中であっても、数字の変更は可能になっております。5年後の状況は、推計をみながら計画目標値の設定をしていきます。推移を入れた方が見やすいということであれば、一つの参考資料として入れられればと考えております。

土崎会長：私から一つ質問があります。目標の数値の確認です。担当課が一番右にあり、数値を具体的に設定しているのは、市民協働推進課なのか各課からの数値を取りまとめしているのか、そのあたりどういうやり取りを進めているのでしょうか。

井上補佐：39 ページからある目標値は、担当課で基準値から令和9年度の数値を出しております。それに伴うものが、27 ページからの施策の内容となって、そちらから目標値を担当課が設定して出しております。

土崎会長：その他ありますでしょうか。橋本委員お願いします。

橋本委員：4 ページの(3)年代別の未婚率について、それをあえて未婚率とする必要はないのでしょうか。年代別の単身世帯数とか、そのようにするべきではないかと思うんですが。

土崎会長：国勢調査がそういう表現になっているような。

井上補佐：国勢調査の表現と合わせております。

土崎会長：ちなみに例えば単身世帯数だと表現やデータが変わってくると思います。そういうものは市として把握しているところで、橋本委員のご意見に対応するとしたときに、データがあるのかどうか。

橋本委員：データはありますよね。見たことがあります。男女共同参画の計画の中に、未婚というデータが必要かどうかということです。男女別の単身世帯数で十分説明がつくと思いますが、いかがでしょうか。

土崎会長：目標の中には、妊娠とか出産っていう風な表現をしているあたりだと、未婚率のグラフもどれだけの婚姻率かというところにもなってくるので、必要なか一般的なデータとしてであれば、違う指標でも大丈夫ではないかというところですね。

井上補佐：事務局としては、会長が言われました家庭生活の内容もあるところから、未婚率ということを出しているのですが、再度協議させていただいて、施策の内容について必要かどうか確認しながら、単身世帯数という指数で問題なければ変えたいと思いますが、各事業踏まえさせていただきたいと思います。

土崎会長：単身世帯数は現状しか出さないと思いますが、世の中の的には単身世帯数っていうのは増えてきている中で、単身世帯数の中に生きづらさっていうものも抱えている方も多いのかなというところで。単身世帯数という表示があることは、施策と関係あるのかなと思います。

他にございますか。谷口委員お願いします。

谷口委員：39 ページ以降の計画が目指す目標値ですが、40 ページの17番と18番の間「学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合」の目標値が69.5%という設定がいかがなものかと。何か緻密な計算の結果としての目標値かもしれませんが、70%などという設定でもよいのかと思いました。52番「育てにくさを感じたときの相談先や解決方法を知っている」も88.5%となっていますが、こういった周知をはかることは大事だと思いますので、90%という設定はいかがでしょうか。

土崎会長：こういった数値になった背景というか・・・。

谷口委員：コンマ1上げることも容易ではないとは思いますが・・・

井上補佐：こちらの数値ですが、県の方のプランでも同様の表示になっておりますので、な

らっている状況です。コンマ1上げることも難しい施策もありますが、一度担当課にも確認してみます。事務局としては県にならって小数点第一位まで出させていたかどうかと思います。

土崎会長：事務局に確認です。(2) その他の話かもしれませんが、この審議会で意見を出す、計画に盛り込めるような意見を出せる会議は、今日くらいになりますか。

井上補佐：そうですね。(2) でお話ししようとしていましたが、今後の予定は、本日の審議会等での意見を踏まえまして、今月から11月にかけて、議会の常任委員会へ説明を行って、その後1か月間のパブリックコメントを実施します。年末か年明けにパブリックコメントの意見を踏まえた計画について、更新をしていくスケジュールです。委員さんからの意見は、この会議または終了後2日くらいの間にはいただければと思います。

土崎会長：ぜひこの機会にご意見いただければと思います。

橋本委員：40ページの「学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実」のところです。この国が男女共同参画をなかなか推進できないのは、職場・家庭、成人した家庭への啓発が主だと思っていて、子どもの家庭または学校における教育が重要になってくると思います。したがって、学校での学習の充実については、学校で何単元時間を割いたかという目標値をたてて、遂行していただければ、子どもの時から男女共同参画の意識が芽生えて、100年後にはいい国になろうかと思えます。

土崎会長：具体的な指標をたててみるのはいかがでしょうか。

井上補佐：今の橋本委員の方の指標の設定についてです。事業の内容については29ページに載っております。②の「学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実」の中で、18の色々な分野の中での人権教育とあります。時間の単位を指標として出すことが可能なのか、または授業等もあると思うので、担当課に確認させていただいて、回答させていただきます。市民協働推進課で設定しておりませんので、担当課に確認させていただきます。

土崎会長：学校教育のことが出たので、山本委員からぜひ、学校の人権教育の中で、男女共同参画についてどう進めているのか教えていただけますか。

山本委員：まず橋本委員のご意見にあった目標値を立ててということです。学校の中で要になっているのは道徳の授業かと思えます。男女平等、友情、思いやりとか項目がありますが、教科化されていて、全ての日本中の子どもたちは道徳を教科として学んで、評価されるということになっています。道徳に限って数えることであれば、できるだろうと。ただし、実際は人権教育というのは、学校教育の全ての教育活動で寛容されていなければいけないことなので、それを洗い出していくことは、正直難しいです。教諭から苦情がくるかなと思います。日々の子どもの関わりすべてが人権教育だと思うので、いじめや不登校、友達とのお楽しみ会もすべて人権教育なので、数値化するのは非常に難しいと思っています。教員自身の人権感覚の高揚や啓発は非常に大切だと考えていて、教員は各学校において年1～2回は研修会を設けていますし、県や市、地区などで教育研修会にも参加して

います。基本的には推進されていると思いますが、個人の感性とかそれぞれの生育環境によっても変わることもあるので、数値化は難しいかと思います。

土崎会長：数えられる事も少しはあるかもしれないけれど、トータルで見ると、人権教育が学校のあらゆる教育活動に埋め込まれているということなんだろうなと思いました。他の自治体での審議会で、校長先生の委員から聞いた興味深いお話があります。学校教育は人権教育の中で男女共同参画のことを進めているという一方で、お子さん達は家庭で過ごす時間が大半だということでしょう。誤解を生じるかもしれませんが、お母さんから「男らしくしなさい」「女らしくしなさい」という教育を受けているのではないかというところで。学校で色々教えてはいても、生まれたときから一緒にいる親やお母さんからの影響がまだまだ強いのかと聞いていました。子どもから「お母さんがこういうから」と先生に言って、校長先生が聞くと言っていました。社会のあらゆる場所で男女参画ということ、計画に限らず長い目でやっていかなければと感じました。笹川委員何かございませんか。

笹川委員：「学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実」というところでいくと、低すぎるなと思います。なぜなら 80~90%、100%でもいいと思います。それが達成できるかというものは別だだと思います。三つ子の魂百までもではないですが、学校教育だけで充実しても、生まれたときにしゃべらなくても見えるわけです。家庭の力関係とか、ある程度自立心が出来て、いろんな目で自分の考えが持つようになると、世の中矛盾しているんじゃないかと。我々は男女平等とっているけど、実際はそうじゃないじゃないか。学校にいても、女の先生、男の先生でどっちが力が強いかというところを見ている。みんなが男女平等ということを根付かせるのは難しいと思う。だからといって、放っておくことはできないと思います。高い目標値、充実度は高くしておくこと。それに合わせて少しずつ変えていく。いろんなアンケートを見ていて、年代がわからないからどうなっているかよく分からないが、古い人間の価値観と若い人たちの価値観は全然違うと思います。古い人たちの価値観を持っている人たちが一掃されちゃうと考え方が変わってくると思います。ある学生がいていた「私は男女平等だと言ってきた。会社入ったら全然違う。差別だろう。女性一号で総合職として入ったけれど、現実問題は男の下じゃないか」と。目標値は高くてもよい。それに向けて努力していくというではないでしょうか。役所の方って、計画を立てるとその目標値に到達しなければという考えがあると思うのですが、それが適用できるものと出来ないものがある。長年かけるものと短期で解決できるものがあるから、長期的なものに関しては、余裕のある考え方でいていただきたいと思います。

土崎会長：確かに、意識を高めていくことを目指していくなれば、意欲的な指標があればいいのかなというのと同時に、100%を目標にしているところもあるので、40 ページの「学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合」が意欲的な指標になってもいいのかなと思います。

井上補佐：笹川委員からあった点ですが、市民意識調査の結果からの推移を元に 69.5%と設定したところでありますが、高くすることも可能ですので、見直して若干ですが、高きましょうと思います。

土崎会長：よろしく願います。では、松本委員から願います。

松本委員：資料と関係ないかもしれませんが、我々が取り扱っている領域で、求人を出すときは、男性募集・女性募集はできないことになっています。実際窓口で紹介をする形になると、「男性がいいんです。」「女性がいいんです。」という声があるのが事実でして、もう少しPRや改善をしていく必要があると思います。同一労働同一賃金となっていて、同じ仕事をする場合、同じ条件にしなければいけないというのがあります。10月1日から育児介護休業法が改正されて、産後パパ育休が増設され、子ども出生後8週間以内に4週間まで男性の育休が取れます。育児休業制度の変更点があって、1歳までの育児について、2回に分割して取得できますと変わっています。まだまだ女性が育児という方が日本の社会多いと思う。男性が育児をしますというと、%でいうと、やっと2桁いく感触かなと思います。私も育児は男性もするものという風が変わっていくかと思っています。

土崎会長：役割分業の部分をいかに出していくかということなのかと思いました。育児休業制度の変わっていることの周知も大切だと思いました。室井委員いかがでしょうか。

室井委員：私は人権擁護という仕事をもらっています。男女平等って人としてみんな幸せになれるということを、子どもたちにも話をしています。私も40ページで人権の研修は学校現場では統合されて、学校における人権教育の充実という中に入ったと知りました。現場にいくと、学校教育の学びの他に、人権と児童指導と常に柱が立っていて、どの現場でも子ども達の意識は大変高いように感じました。それは、授業を通して子どもたちの発言、態度からわかりました。ただ、常時同じ集団であるから甘えがでて、言動がエスカレートしてしまうこともあります。学びの中で、人権教育は人となりの根源であると、先生たちも感じているように思いました。それからハローワークから話がありましたが、履歴書には男女の枠や写真の枠は排除されているのでしょうか。ジェンダーの立場からどうなのかと思いました。目標値は実態から把握していると聞いて、大変興味深く伺いました。

土崎会長：履歴書の部分でどんなものを使っているか、松本委員から願います。

松本委員：JIS規格の方から今まで使われていたものから体裁？がなくなったところがありました。厚労省からの標準的な履歴書を開示しておりまして、今までのような男女欄をなくしましょうと。配偶者も排除されました。市販されている履歴書は欄が残っているものもあります。

土崎会長：古いものが流出していることもあるということですね。新しいものを選んで買う人が増えるというのも社会的にこういう文言が広がっているということかなと思います。

松本委員：余談ですが、理解状況を確認するように厚労省からハローワークに来まして、事業主の方でそういう欄が撤廃されたことを知っているかとアンケートをしたら、まだまだ浸透されていないということがありました。

杉本委員：私が思うのは、男女差別くらいしか思いつかなかったですが。周りで、立場のある方が普通に男女とか女性差別の発言をする方がいるので、身近には普通すぎてちょっと。子どもたちというよりは、大人にも多いと思います。

土崎会長：未来を生きる子どもたちに対する働きかけもあれば、現在進行形で色々な立場にいらっしゃる方へのアプローチというか、そういう意識が必要なのかと思いました。林委員をお願いします。

林委員：まず大前提として、うちはモノづくりの会社でして。1時間何個作ったかが勝負になるわけです。時給月給制度ということで、出勤時間に合わせて給料が決まる。妊娠出産をして、例えば時短労働したい。産前6週ギリギリまで働きたいとか、逆に1年間フルで休みたいという方がいらっしゃる。職場復帰は必ず同じ部署。そこで、同じ女性同士で戦いがあるという現実があります。どうやって一般法人として公平を保とうとすると、難しいです。お互いに同じ妊娠出産というめでたいことだから、助け合ってもらっているのですが、そうやって運用していくしかない。

もう一つ、男性の育休について。先月と今月二人いて。3か月。会社としては困るというのは前提として言って、権利なので当然認めます。一人目はわずか4日で帰ってきました。奥様に邪魔だと言われて。もう一人も申請は通っています。奥さんのメンタルがまいっちゃって、まともに出産できる状況じゃないと。会社としてどこまで手出せるのか。旦那も奥さんのそばにいてあげてという感じ。そういう場合の育休って、もっと別にやり方があるのではと思ったりしました。公平公正を保とうとすると家庭の事情もあるので難しいと思います。

土崎会長：ご苦労されているというか、一方でそれが現実というか。意識啓発とか条件整備はできても、権利の保障まで踏み込めないという。組織の中での男女格差を解消することができるかという、市の施策でなかなか難しい所もある。星野委員いかがでしょうか。

星野委員：家庭の生活の中で何が起きているのか紐解いていけないと思います。具体的なことをいうと、私どもの団体の役員女性の数を、全国で0.6%です。それを10%に2023年度までにしなさいと話が出ました。早速会議にかけたら、全ての役員が私に「人数を減らすより、お前の成果をみるのが先だ」と言われまして。「国がやっていますがどうしますか」と淡々と申しましたら、「やれるもんならやってみろ」と言われました。10%に達成しましたが、人を探してきて提案しました。学校教育も、世代交代が必要だと感じました。国がどんな指標をだそうと、県や市が並ぼうとも、そんなに簡単ではない。目標値それでいいのかと感じました。先ほどどういう方針で決めたかと伺いましたが、各課が基準値から目標値を設定して並べたということなので、推進する側の意識に逆らっても話してはいけないと思い、コメントを控えようと。計画を作る側が基準値を低く設定すると、言葉が何もでないのが正直なところ。数字的に難しいという。例えば、41ページ33番についても、なかなか選ぶ側、いろんな基準があるので難しいと思う。「職場において男女の地位が平等になっていると感じる人割合」は、34.0%でいいのでしょうか。

「家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人割合」は、33.0%でいいのでしょうか。本当に目指すならあり得ないと思います。高めの目標で問題ないと思いますが、方針があると思いますので、どちらでも好きな方でよいと思います。

土崎会長：貴重なご意見だったと思います。目標値も何が何でもということでもない。現状維持が一番良いという類のものもありますので。上がった方がいいというものも、現実なところに設定してもよいものもあれば、意欲的な大きな目標に進んでいくという意識を示すものも必要だと思います。一律に右肩上がりではなく、濃淡をつけるというのも、目標を設定するところでは必要だと感じています。

井上補佐：星野委員からでた部分ですが、市民意識調査からきたものなので、経過や数字を見ながら設定しましたが、もう一度見直します。後から数値を大きく下げようということにならないように設定したいと思います。また、担当課から提出されたままという意見もありましたが、事務局からも何点か指摘したのものもありますので、その点はご報告させていただきます。

土崎会長：事務局から説明があったスケジュール感で進んでいくので、ご意見がある方は事務局までお願いいたします。

笹川委員：事務局の方をお願いしたいのですが、6ページのグラフで、令和3年に「男女どちらかが仕事をしていても家庭にいてもよい」という選択肢が伸びています。老若男女が入っているので、年代がわかればと思います。

井上補佐：この他に年代別のグラフがあれば良いということでしょうか。

笹川委員：はい。他と違って、突出していると。コロナがあるから女性が、軒並み休業とかクビとかでこういう考え方が出てきたのか、それとも元々考え方があったのかということとか。それが若い人なのかということを知りたいです。

井上補佐：資料の体裁は整えますが、意識調査の中にも年代別は入っております。計画にも調整したいと思います。年度末に皆さんに郵送しております。

笹川委員：パッと、若い世代が多いとか出ませんか。

井上補佐：20代が61.4%で一番多いです。60代以上の方は33.2%で一番低いです。30代が40.4、40代が45.7、50代が37.8。年代が高い方が「男は仕事、女は家庭」という意識が高いようです。

(2) その他（事務局説明）

今後の予定ですが、本日の審議会を得た計画（案）を、議会の常任委員会に説明し、その後、パブリックコメントを実施します。

パブリックコメントを踏まえ、最終の計画案を年明けの1月に審議・答申をいただく予定です。

4 その他（渡辺課長）

皆さんから何かございますか。

▶委員からはなし

それでは、事務局より連絡があります。

（事務局）

旅費の支払いについて説明

5 閉会（渡辺課長）

本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回那須塩原市男女共同参画審議会を終了とさせていただきます。